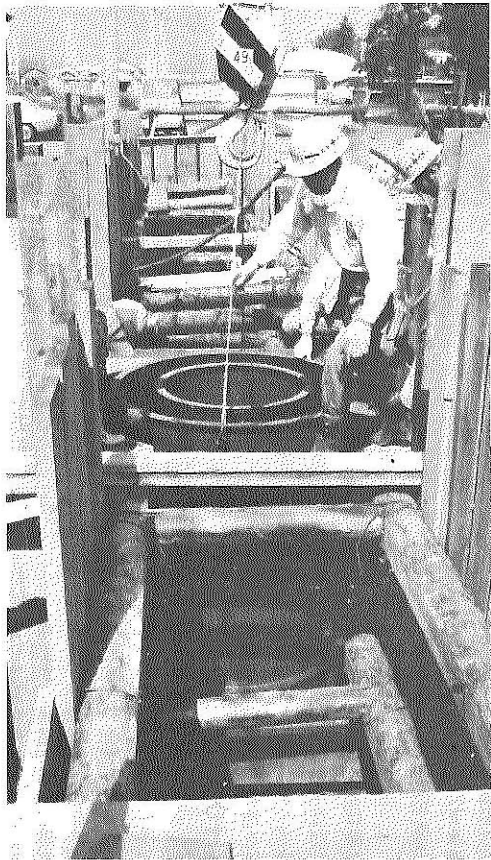


人口 (57. 11. 現在)	
男	15,217人
女	16,040人
計	31,257人
世帯数	7,771



下水道事業 受益者負担金制度決まる

清潔で明るいまちづくりのために

下水道は豊かな自然を守り、わたしたちが健康で快適な文化生活を営むうえで、欠くことのできない都市施設です。市は最重点施策として、昭和五十一年度から下水道整備に積極的に取り組んできました。下水道敷設は、市民の皆さんのご理解とご協力により、計画延長七十二・二キロメートルに対し約四一％終わり、順調にすすんでいます。

浄化センター（終末処理場）建設については、日本下水道事業団に工事を委託しましたが、浄土寺川と善見川の合流点の松原地籍で、昨年十一月に着工、昭和六十年八月に供用を開始する予定です。いま、水処理施設などのコンクリート打ち込み工事をすすめています。

九月定例市議会で「勝山市下水道条例」および「勝山市計画下水道事業受益者負担に関する条例」が慎重な審議を経て議決され、この条例にともなう規則なども十月一日に公布しましたので、事業の計画と条例、規則の内容についてくわしくお知らせします。

下水道の計画

全体計画の区域は、都市計画の用途区域および昭和七十年までに市街化が予想される市街地周辺地域八百二十九ヘクタールで、処理人口は二万二千五百五十人、一日処理能力二万六千立方メートルです。

そのうち第一期の事業は、下水道整備が急がれる市街地と村岡町の一部二百七十五ヘクタールを整備し、処理人口一万一千三百人、一日処理能力一万三千立方メートルで、昭和六十年に供用を始め、昭和六十三年度に完了する計画です。

この区域内の市道などの公道には、すべて下水道管が埋設されます。その管の延長は、七万三千六百六十三メートルに達します。

第一期事業にかかる建設費用は、下水道管の敷設に五十九億三千五百万円、浄化センター建設に五十五億二千五百万円、合わせて事業費総額は百四億五千六百万円となる見込みです。

この多額の事業費の財源としては、国・県からの補助金五十五億六千万円、市債（長期借入金）五十億五千万円、受益者負担金四億一千二百万円、市費五億三千三百万円をもって充てられます。

下水道条例および 施行規則のあらまし

下水道の設置、管理、使用については、下水道法、同施行令および今回九月定例市議会で議決された勝山市下水道条例と同施行規則でいろいろ定められています。

そのうち、皆さんが特に特に関係深い事項は次のとおりです。

◆排水設備の設置など
国・県・市道などには公共下水道管が網の目のように敷設されますが、この下水道管に家庭や工場から排水される下水を流し込む働きをするのが排水設備（私設下水道）です。

左の略図のうち、公私境界より左の部分が排水設備ですが、これは私費でつくっていただきます。

◆排水設備工事の実施
排水設備工事は、市が指定した「下水道工事指定店」でなければ行なうことができません。市では現在、「下水道工事指定店」制度について検討していますので、決まり次第市の広報などでお知らせします。

昭和六十年には第一期計画区域のうち、八〇％以上の区域に下水道管が敷設され、浄化センターも運転し、皆さんがたの家などからの下水の受け入れ態勢が整います。

そこで、下水を受け入れる区域について供用開始の公示が行われます。

工事が完了したときは市の検査を受け、合格すると検査済証が交付されます。

◆排水設備の認定
従来の排水設備を使用する場合には、法令の基準に適合しているものであれば市長の認定により使用できます。

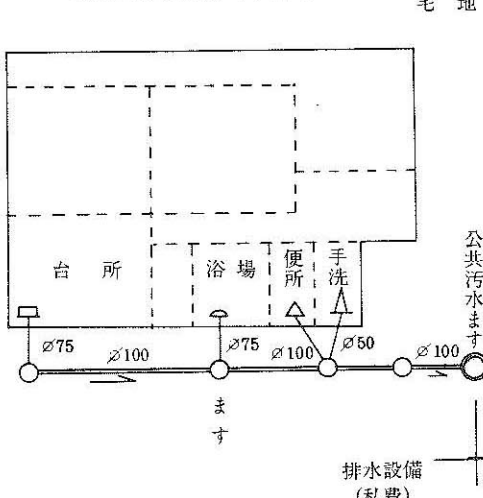
◆水洗便所への改造義務
供用開始の公示が行われ下水処理が開始されると、その区域内では三年以内にくみ取り便所は水洗便所に切り替えなければなりません。

すでに水洗便所を設置している場合は、これまでの浄化槽を使用せず、直接下水道管に流すしくみになります。

◆除害施設の設置など
法令に定める基準に適合しない油や酸・金属類などで、下水道施設の機能を妨げ、または損傷するおそれのある汚水を多量に、かつ継続的に排出する事業所は、それらを処理するための除害施設を設けなければなりません。その場合、その施設には管理責任者を置くことが定められています。

◆下水道使用料
下水道の使用料金がどのくらいになるか関心の深いところですが、適正な原価計算の基礎となる建設工事費、維持管理体制と費用が明らかになる時点で定める予定です。

分流式排水設備（平面図）



みんなで見ると正しい選挙をすすめてみましょう

勝山市明るい選挙推進協議会
勝山市選挙管理委員会

（この絵は第7回明るい選挙啓発ポスターコンクールで最優秀となった三室小学校6年仲村恵美子さんの作品です。）

◆排水設備の使用開始の届け出
排水設備設置の際、使用者などが市内に住んでいないときは、代理人を届け出るほか、使用者が公共下水道の使用を開始、または廃止したときも市に届け出なければなりません。

◆特別の必要による公共ますおよび取付管の費用の徴収など
公共汚水などは原則として一世帯もしくは一事業所または一敷地に一カ所（五百平方メートルを超える場合は五百平方メートルごとに一カ所増やすことができます）は、市で設置しますが、これ以外に使用者が特別の必要により増やす場合は、その設置費用は負担していただきます。この額については、五十七年度は一律九万二千円と定めています。

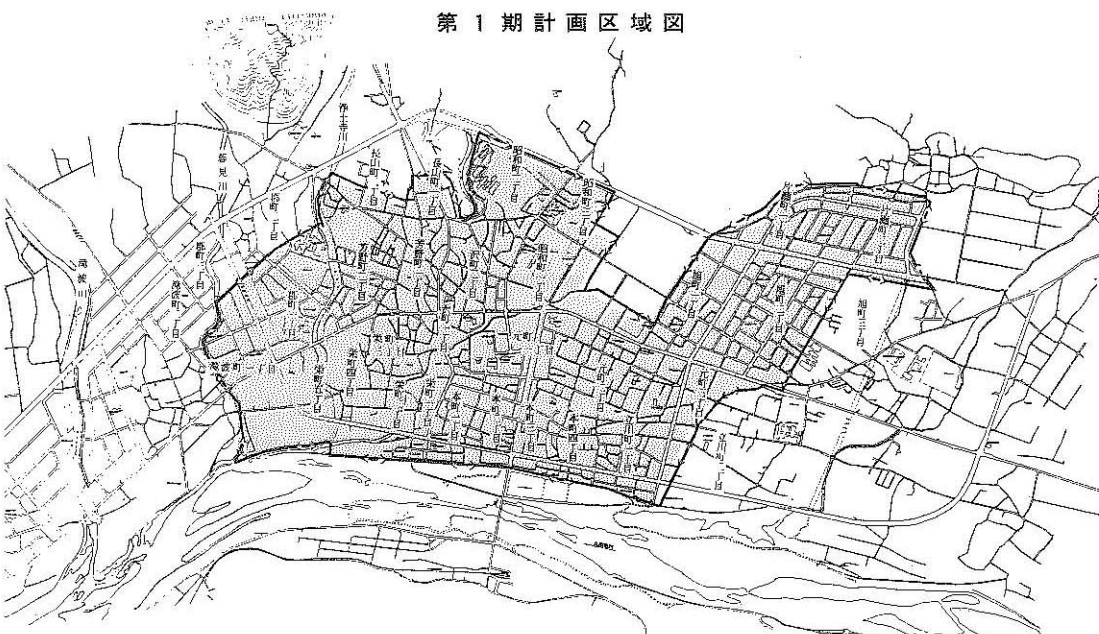
受益者負担金

制度のあらまし

五十九年度から実施

公共下水道の建設には多額の資金が必要ですが、その財源として①国や県の補助金②起債(借入金、このうち約半分は地方交付税として算入されます)③市税④受益者負担金などを予定しています。

受益者負担金とは、下水道の建設によって住民の生活環境が向上し、土地の利用価値が増大するという利益を受ける土地所



第1期計画区域図

- 元町1丁目、元町2丁目、元町3丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、立川町1丁目、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、栄町4丁目、沢町1丁目、沢町2丁目、芳野町1丁目、芳野町2丁目、郡町1丁目、長山町1丁目、長山町2丁目、滝波町1丁目、片瀬町1丁目、片瀬町2丁目
- 勝山 26字、27字の一部、28字の一部、132字の一部、134字の一部、135字の一部、136字の一部、137字の一部、138字の一部、139字の一部、55字
- 滝波 51の一部、52字の一部、53字の一部、55字
- 片瀬 56字、57字の一部

受益者負担金を納めていただく人は

受益者負担金を納めなければならない人は、下水道の排水区域内で、下水道管敷設工事がなされた土地または計画されている土地の所有者です。

ただし、その土地に借地人のような永続的な権利を有する人がいる場合は、その土地の権利者です。(地上権、賃借権、使用貸借権、質権など有する人)

負担金の対象となる土地は

排水区域内の公有地をはじめ個人、法人所有のすべての土地が対象となります。ただし、公道、河川、公園などは除かれます。

排水区域の中で前年度までに、または当該年度中に下水道管が敷設され、下水を流すことができる状態になった区域を賦課対象区域として公示します。

ただし、農地法による農地で、現に耕作されているときは、農地転用されるまでは賦課されません。

土地の地積は、原則として公簿によります。

負担金の額はいくらか

土地一平方メートルにつき三百一十一円(坪当たり千二百八十八円)です。

ちなみに、百坪の土地を持っている人は十万二千八百円となります。

負担金の賦課徴収

負担金の賦課徴収は、昭和五十九年度から実施します。

負担金は、公簿上の地積で賦課をします。徴収は五年間に分割し、一年を市税のように四期に分けます。

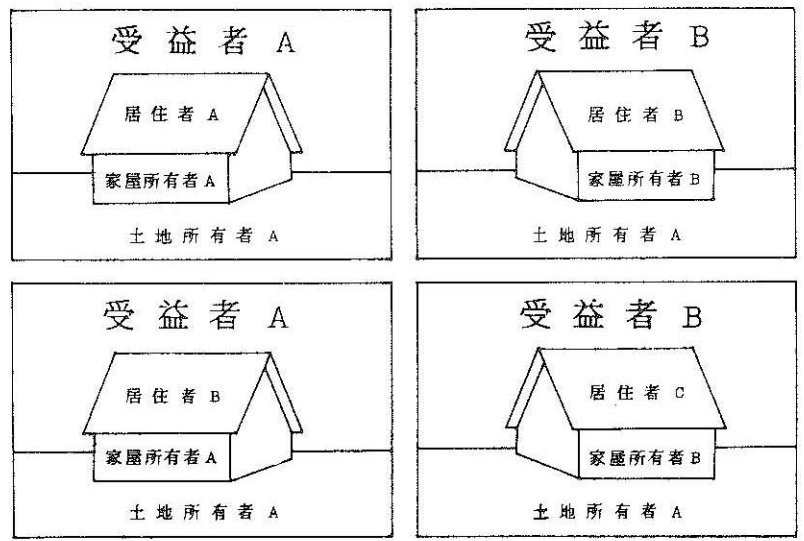
ただし、申し出により一括納付ができますが、この場合報償金が交付されます。

負担金の納める期日は

昭和五十九年度から毎年、次のとおり納めていただきます。

- 第一期 六月一日～六月三十日まで
- 第二期 九月一日～九月三十日まで
- 第三期 十二月一日～十二月三十一日まで

たい家屋の所有者が受益者になります。通常の場合、借家人は受益者にはなりません。図解をみると下の図のようになります。



第四期

二月一日～二月末日までに納付期限までに納付しないときは、年一四・五%の延滞金が加算されます。

減免、徴収猶予

負担金は、受益者の用途および負担能力、実情によって負担金を減免または徴収猶予をすることができるとなっています。減免、徴収猶予の基準について、くわしいことはいずれお知らせします。

受益者は申告を

区域内の土地所有者に対して申告書用紙をお届けしますから期限内に提出してください。

土地を借りて建物を建てているような場合には、地主さんが提出する申告書に連署してください。

土地の所有者は公簿などで確認できますが、その土地に権利関係があるかどうかは市ではわかりませんので、相手が

知りたい、聞きたい 下水道問答

●便所の水洗化が義務づけられているようですが、その資金に困るような場合どうしたらよいでしょうか。

下水道処理が開始されますと、区域内のくみ取り便所は、「三年以内」に水洗便所に改造しなければならぬことに、下水道法で規定されています。

改造資金に困る人については、市で融資制度を考えており、いま具体的に検討中です。くわしくは、水洗化しなければならなくなったときに、市広報などで説明したいと考えています。

●わたしの家では、浄化槽で水洗便所を使用していますが、下水処理が開始された場合、その浄化槽はどうなりますか。

そのときには、浄化槽を埋めるか取り除いて、直接パイプを汚水すすにつないでください。

●そのまま使用して下水道管に流してもさしつかえありませんが、浄化槽は汚物のカスがたまって口が詰まり排水できなくなったりします。

●絶えず清掃しなければならず、その費用も相当かかりますのでやめた方が得策かと思えます。

●下水道を使用せず、いまの浄化槽をそのまま使用して、放流水を川へ流してもよいのではありませんか。

●浄化槽は下水道施設ではありません。一般に下水道施設は水洗便所だけのものとお考えになりがちですが、下水道施設は都市の基幹施設として、浄化槽からの放流水、家庭の汚水、工場などからの汚水を処理し、環境衛生の向上をはかるのが大きな目的です。ですから、浄化槽の放流水であっても公共下水道に流さなければなりません。

●排水設備の工事費は、どのくらいかかりますか。

これは、工事の難易、設備の大小、管の延長、その他のいろいろな条件で異なりますが、だいたい三十万円ぐらいはかかると思っただけです。

●私道には、下水道管の敷設をしてもらえないのでしょうか。

私道は私法権利上、また将来宅地になることも予想され、そうした場合、公私間でいろいろ不都合が生じますので原則として敷設はしません。ただし、下水の排水上どうしても希望するときは、次の条件に該当する私道について敷設します。

- ①私道を不特定の者が自由に通行できること。
- ②敷設しようとする下水道管に汚水を流す戸数が二戸以上あって、かつ、その全世帯が下水処理開始の公示後または希望する下水道管が敷設された後、一年以内に排水設備およびくみ取り便所への改造が明らかであること。
- ③私道の幅員が一メートル以上あり、かつ、この下水道管の敷設工事に支障がないこと。
- ④私道の土地所有者が、この条件について下水道管の敷設および維持管理をするため、この私道敷地を使用することを承諾していること。
- ⑤私道敷地に市の地上権設定の登記を承諾し、かつ、使用料が無償であること。

受益者負担金制度について、皆さんのご理解と協力をいただくため

市下水道課では来年の一月～二月ごろにかけて、各区ごとに説明会を開く予定しています。